

9．維持管理の現状と課題

河川の維持管理は次の5項目を実現させるために実施する。

洪水、高潮等による災害の発生の防止

河川の適正な利用

流水の正常な機能の維持

河川環境の整備と保全

市民と行政のパートナーシップの構築

河川の維持管理は、洪水や高潮等の災害の発生を防ぐために、堤防・護岸、樋管、水門、堰等の河川管理施設がその機能を十分に発揮できるよう、日々の巡視・点検により異常の早期発見に努め、異常が見られた場合には適切に対応する。また、高水敷や低水路、中洲、河口等における樹木、土砂の堆積、深掘れ等をモニタリングし、必要に応じて伐採、浚渫等の適切な対策を講じて、洪水の流下の障害とならないよう維持管理する。

また多摩川の自然は動植物にとっても貴重な空間であり、積極的に自然環境の整備と保全を図るとともに、多摩川に豊かで清らかな流れを取り戻すために、浄化施設等の整備を含め水量・水質監視の強化に努める。

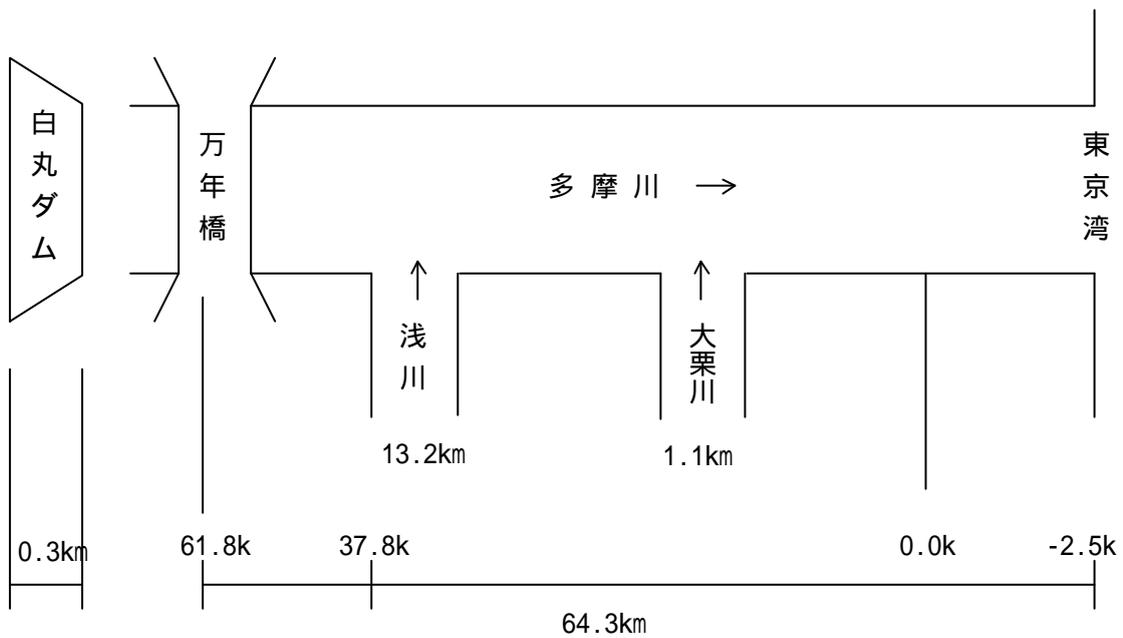
多摩川は貴重な水と緑の憩いの場として、自然環境の保全やレクリエーション空間として、多くの人々に利用されている。その一方で、ゴミ等の不法投棄、ホームレス等都市河川特有の問題を抱えており、河川区域および保全区域を含め、関係機関と連携をとりながら対応するとともに、利用者のニーズにあった河川情報の提供に努める。

多摩川では早くから地域・住民等との情報交換、交流を通して川づくりを進めてきた。今後も川づくり、流域づくりに係わる市民（団体）・企業・自治体・河川管理者のパートナーシップを継続するとともに、新たなニーズに対しても柔軟に対応しながら河川の維持管理を進めて行く。

一級河川多摩川は、多摩川64.6km、支川浅川13.2km及び大栗川1.1kmの総延長78.9km間について国が管理を行っている。

表9 - 1 国の管理区間の遍歴

告示年月日	告示番号 建設省 [告示]	河川名	直轄区間(km)	
			区 域	延 長
S41.3.28	第 897号	多摩川 浅 川	河口 ~ J R 五日市線鉄橋 多摩川合流点 ~ 高幡橋	50.1 2.1
S42.5.25	第1696号	多摩川	河口 ~ 万年橋上	64.3
S44.3.20	第 646号	浅 川	多摩川合流点 ~ 荻原橋上0.9	13.2
S47.4.26	第 881号	大栗川	多摩川合流点 ~ 新大栗橋下	1.1
H 6.7.25	第1694号	多摩川	白丸ダム上下流0.3	0.3



多摩川本川 (64.6) + 浅川 (13.2) + 大栗川 (1.1) = 78.9km

図9 - 1 直轄管理区間

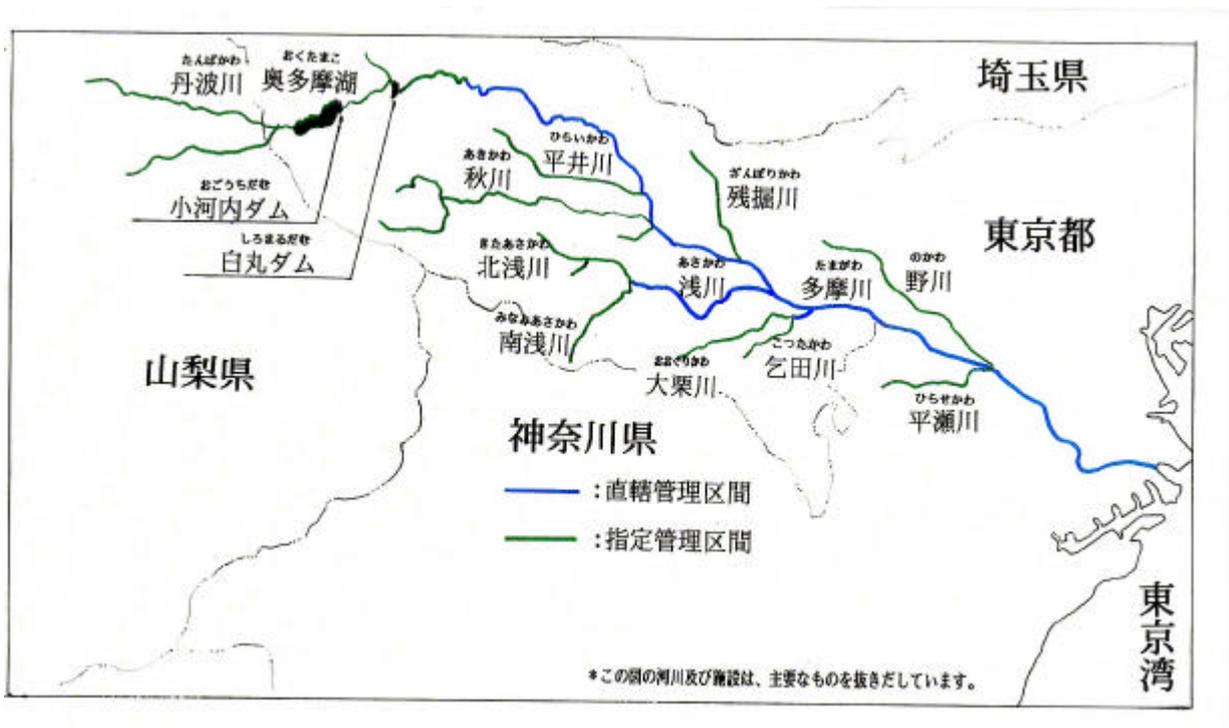


図9 - 2 多摩川流域管理図

9 - 1 河川区域の現状

多摩川水系の直轄管理区間の河川区域は表9 - 2のとおりであり、高水敷（3号地）の内約2%（22ha）が民有地となっている。また都市部の土地不足等の理由から高水敷1,114haの内、480ha（43.1%）が沿川自治体等の占用により公園、運動場等に利用されている。

これらの利用は、「多摩川河川環境管理計画」等を遵守して管理を行う。

表9 - 2 直轄管理区間の河川区域面積（単位：ha）

低水路（1号地）	堤防敷（2号地）	高水敷（3号地）	計
1,568	273	1,114	2,955

9 - 2 河川管理施設の現状

多摩川においては、「川の365日」を対象に毎日河川巡視を行い、堤防・護岸をはじめ樋門・水門及び高水敷等の状況を把握し、堤防除草や河川管理施設の機能維持のための補修や応急対策工事を行っており、今後も河川管理の充実を図り継続的・計画的に実施する。

除草は、堤防の管理及び環境等を考慮し適宜を行っている。

河川管理施設の点検は、平常時点検、出水期前点検等により樋管・水門等では堤体と構造物の間の空洞化、本体の損傷、変状やゲートの確実な開閉、水密の確保等に留意した点検を実施している。

表9 - 3 直轄管理区間堤防整備状況表 (単位: km)

河川名	直轄管理 区間延長	堤防延長				計
		定期断面 堤防	暫定 HWL以上	暫々堤 HWL以上	不必要 区間	
多摩川	78.9	91.5	35.1	7.1	19.5	153.2

(出典:平成10年版 河川便覧 国土開発調査会)

表9 - 4 河川管理施設(直轄区間) (単位:箇所)

樋管	堰	水門	浄化施設	計
8	1	4	4	17

表9 - 5 河川管理施設一覧表

	施設名		施設名
樋管	調布排水樋管 (多摩川左13.2)	水門	羽田第1水門 (多摩川左 1.9)
	玉川排水樋管 (多摩川左15.6)		羽田第2水門 (多摩川左 2.5)
	小河原排水樋管 (大栗川左 1.0)		六郷水門 (多摩川左 4.0)
	滝合排水樋管 (浅川左 5.4)		三沢川水門 (多摩川右25.8)
	西長沼排水樋管 (浅川右6.0)	浄化施設	野川浄化施設 (多摩川左18.0)
	大和田排水樋管 (浅川左9.8)		平瀬川浄化施設 (多摩川右18.6)
	草花第2排水樋管(多摩川右53.4)		谷地川浄化施設 (多摩川右42.6)
	草花排水樋管 (多摩川右54.0)		根川浄化施設 (多摩川右45.0)
堰	二ヶ領宿河原堰 (多摩川 22.4)		

9 - 3 許可工作物の現状

多摩川の許可工作物は、樋管、水門、堰、橋梁及び道路等多岐に渡り、各構造物について河川管理施設同様の維持管理水準を確保するように各施設管理者と協議し、適正な維持管理を行うよう指導している。また、出水期前には施設管理者、河川管理者立ち会いのもとで、施設が適正に維持されているか現地において立合い検査を実施します。

表 9 - 6 許可工作物（直轄管理区間）（単位：箇所）

樋管	水・閘門	堰	排水機場	橋梁	陸閘	計
125	3	8	1	74	7	218

表 9 - 7 許可工作物（直轄管理区間）（単位：km）

施設	多摩川	浅川	大栗川
一般道路	59.3	15.5	0.6
自転車歩行者道路	75.0	5.6	0.8

現地検査状況写真



9 - 4 許認可の現状

許可工作物の設置、撤去については、「河川管理施設等構造令」「工作物設置許可基準」等を遵守し、審査・指導を行っている。

設置及び設置に伴う仮設計画は、治水上、環境上に配慮し、関係機関との調整を図るよう指導し、また、撤去に際しても、治水上、環境上を考慮し現状復旧を基本としている。

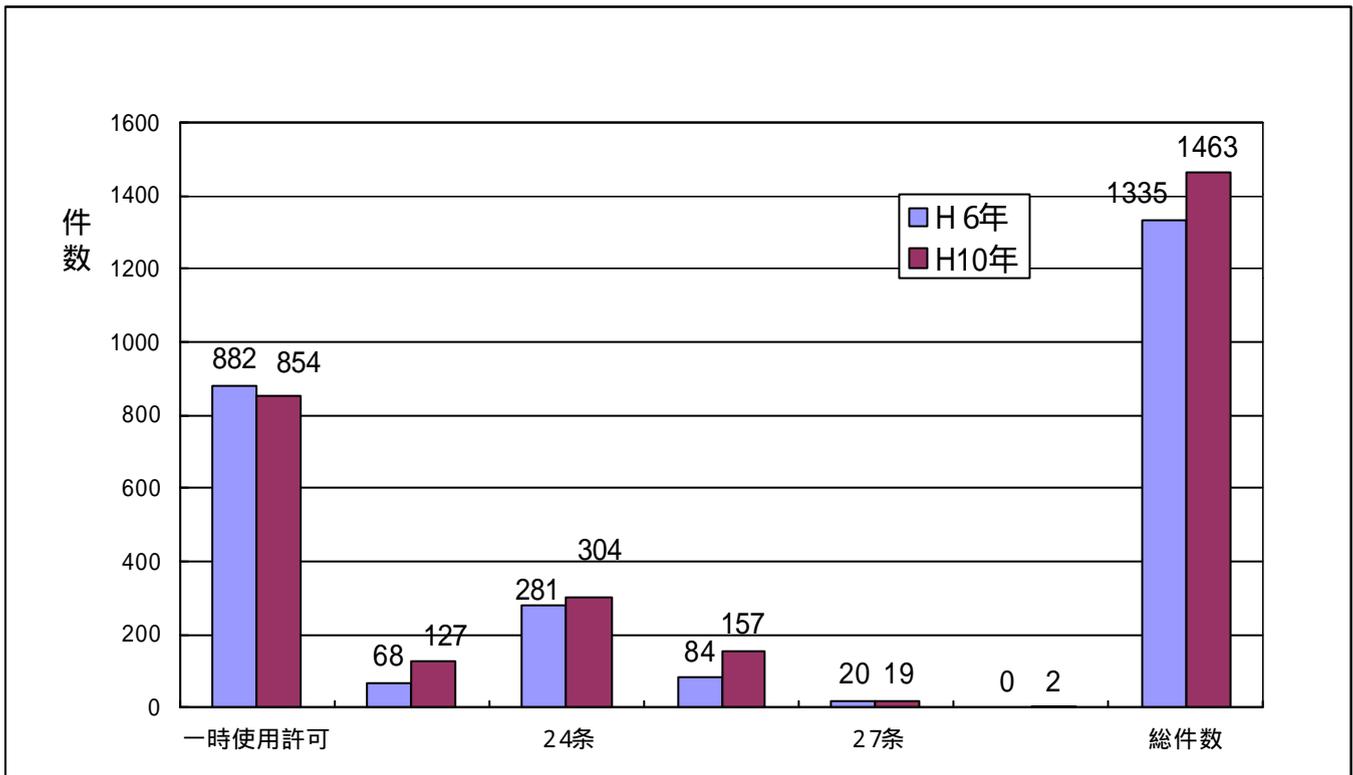


図 9 - 3 河川法申請件数比較表 (単位：件数)

23条：河川の流水の占用許可

24条：河川区域内の土地の占用許可

26条：河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去の許可

27条：河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の植栽若しくは伐採行為の許可

55条：河川保全区域において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築又は改築行為の制限

9 - 5 河道内モニタリングの現状

水理・水文情報

多摩川では、洪水時や地震時等の緊急時に状況把握員を現地へ派遣して、堤防の状況、流水の状況、河川管理施設及び許可工作物の状況、堤内地の状況等被災状況を確認している。

また、平成7年より、河道や構造物の異常や変状、被災履歴及びその処置等の実態を把握する河川カルテを作成・保存し、維持管理の基礎資料として活用している。

水位に関する情報は、多摩川については調布橋、日野橋、石原、二ヶ領、田園調布（上）、田園調布（下）、羽田、多摩川河口の水位観測所、浅川については浅川橋、高幡橋に設置されている水位観測所から情報を得ている。

雨量情報は、多摩川については多摩上、日野橋、多摩、田園調布（上）、田園調布の雨量観測所、浅川については高尾、浅川雨量観測所から情報を得ている。

今後は、多摩川に光ケーブルを敷設し、河川状況を画像にてリアルタイムで入手できるシステムや水位、雨量データを確実に入手できるシステムを整備し、情報網を強化する予定である。



図9 - 4 水位・雨量観測所位置

土砂移動等

河道内の樹木群、土砂の堆積・深掘れ等の状況や変化は、定期縦横断測量や出水後の巡視等によってモニタリングし、必要に応じて伐採、浚渫等の適切な対策を講じ、洪水の流下に阻害とならないように管理する。

ただし、貴重な生態系を育み、良好な景観を有する砂洲等については、治水上問題なければ保全するものとし、治水上問題あるものについては、河川環境保全モニター、河川水辺の国勢調査アドバイザー等の意見を聞きつつ対応する。

なお土砂採取は、昭和 39 年から全面禁止となっており、引き続き河川管理施設の安全性確保、自然環境、生態系の保全の必要性から全面禁止とする。

河道内樹木

河道内の樹木については、河積の阻害状況を勘察し、生態系の保全や景観、今後の植生の推移等を十分考慮して、洪水の流下に支障のあるものから順に伐採していく。また、存置された樹木および植樹した樹木についても、定期的に調査点検を行い、治水上の支障とならないよう適切に管理する。

一方で、治水・利水機能を持つ竹木群を指定して保全する。

河道内樹木状況写真



9 - 6 洪水時の対応

洪水時には、迅速な水防活動ができるように、沿川自治体、関係機関と連絡を密にとり水文情報を提供し、洪水による被害の防止又は軽減し、安全性が確保されるよう水防工法を駆使し対応できる体制づくりをしている。洪水時の情報伝達は、洪水予報及び水防警報として都道府県知事及び報道機関を經由して一般に周知する。

洪水予報とは、水防法第10条第2項及び第3項並びに気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき洪水又は高潮の恐れがある場合に水位又は流量を示し一般に周知するもので多摩川水系では多摩川が昭和63年4月20日に対象となっている。

水防警報とは、水防法第10条の4の規定に基づき洪水又は高潮のおそれがある場合に建設大臣が関係都道府県の水防計画に従い関係水防機関へ連絡するもので、多摩川水系では多摩川・浅川が対象となっている。

平常時より職員及び関係機関の意識及び技術の向上を図るため合同巡視、情報伝達演習・水防演習を行い、洪水時に迅速な対応ができるよう訓練を実施している。

また、洪水・高潮時の氾濫被害を最小限に食い止めるため、洪水ハザードマップの策定や、防災教育等を関係機関や地域住民と連携して推進する。

その他、防災ステーションや水防拠点等の拠点整備と合せ、非常時に使用可能な根固めブロックの備蓄や土砂確保のための側帯（第2種及び第3種）等の整備を実施している。



図9 - 5 洪水予報・水防警報地点図

表9 - 8 基準水位観測所及び洪水予報区

河川	観測所	予報地点			対象区間	
		警戒水位 (m)	危険水位 (m)	所在地	洪水予報区	水防警報区
多摩川	調布橋	1.00	1.90	河口から 59.6km	東京都青梅市長淵 (左岸) 自 東京都青梅市青梅 至 東京都福生市福生 (右岸) 自 東京都青梅市畑中 至 東京都秋川市小川	(左岸) 自 東京都青梅市青梅 至 東京都福生市福生 (右岸) 自 東京都青梅市畑中 至 東京都秋川市小川
	日野橋	2.80	3.90	河口から 39.8km	東京都日野市日野	(左岸) 自 東京都昭島市蠅島 至 東京都国立三屋上 (右岸) 自 東京都八王子市高月町 至 東京都日野市落川
	石原	4.30	5.30	河口から 27.6km	東京都調布市多摩川3丁目	(左岸) 自 東京都府中市四ッ谷 至 東京都狛江市駒井町 (右岸) 自 東京都多摩市一の宮 至 神奈川県川崎市多摩区宿河原
	田園調布(上)	6.00	7.00	河口から 13.4km	東京都大田区田園調布	(左岸) 自 東京都世田谷区喜多見町 至 東京都大田区東六郷四丁目 (右岸) 自 神奈川県川崎市多摩区堰 至 神奈川県川崎市本町二丁目
	多摩川河口	2.80	3.80	河口から 0.1km	神奈川県川崎市川崎区殿長3丁目	(左岸) 自 東京都大田区東六郷三丁目 至 海 (右岸) 自 神奈川県川崎市川崎区旭町 至 海
浅川	浅川	2.20	2.70	幹川合流点 から 11km	東京都八王子市大横町	(左岸) 自 東京都八王子市中野上町 至 東京都日野橋石田(幹川合流点) (右岸) 自 東京都八王子市元本郷町 至 東京都日野橋落合(幹川合流点)

表9 - 9 洪水予報都県及び水防管理団体

水系名	河川名	基準水位観測所	関係都県	関係土木事務所	関係水防管理団体
多摩川	多摩川	調布橋	東京都	西多摩建設事務所	青梅市、羽村市、福生市、あきる野市
				北多摩北部建設事務所	昭島市、立川市、国立市
				南多摩西部建設事務所	八王子市、日野市
		石原	東京都	北多摩南部建設事務所	府中市、調布市、狛江市
南多摩東部建設事務所	多摩市、稲城				
田園調布(上)	神奈川県	神奈川県	川崎治水事務所	川崎市	
			東京都	第二建設事務所	大田区
				第七建設事務所	世田谷区
				川崎治水事務所	川崎市

9 - 7 震災時の対応

多摩川は、地域住民の一時避難場所、緊急物資の運搬の為の交通網（緊急河川敷道路や緊急船着場）や復旧資材や廃材の仮置き場などとして地域防災計画に位置づけられており、これらの機能が発揮できるような施設整備を行う。

東京都、神奈川県を始め関東地方の南部に位置する地域は、平成4年8月、中央防災会議により「南関東地域直下の自信により著しい被害を生じるおそれのある地域」として指定され、多摩川流域のほとんどがそれに含まれている。

多摩川の地震観測地点において、建設省震度3.5以上、気象庁震度4以上の時に各施設の点検を行う。

表9 - 10 気象庁震度観測地点表

観測地点	東京大田区多摩川	東京大田区本羽田	川崎市中原区小杉陣屋	東京世田谷区成城	八王子市大横町	八王子市石川町	立川市錦町	府中市宮西町	昭島市田中町	調布市小島町	日野市神明	国立市富士見台	福生市福生	多摩市関戸	稲城市東長沼	羽村市緑ヶ丘	青梅市東青梅	青梅市日向和田
出張所：河川																		
多摩川上：多摩川																		
多摩：多摩川																		
多摩：浅川																		
田園調布：多摩川																		

表9 - 11 建設省震度観測地点

観測地点	京浜工事事務所	多摩出張所	多摩川上流出張所	鳥山	相武国道工事事務所	御殿峠	六郷橋	新二子橋										
出張所：河川																		
多摩川上：多摩川																		
多摩：多摩川																		
多摩：浅川																		
田園調布：多摩川																		

印は、印のついた地震計の故障等により震度が計測不能等であった場合に限り使用。

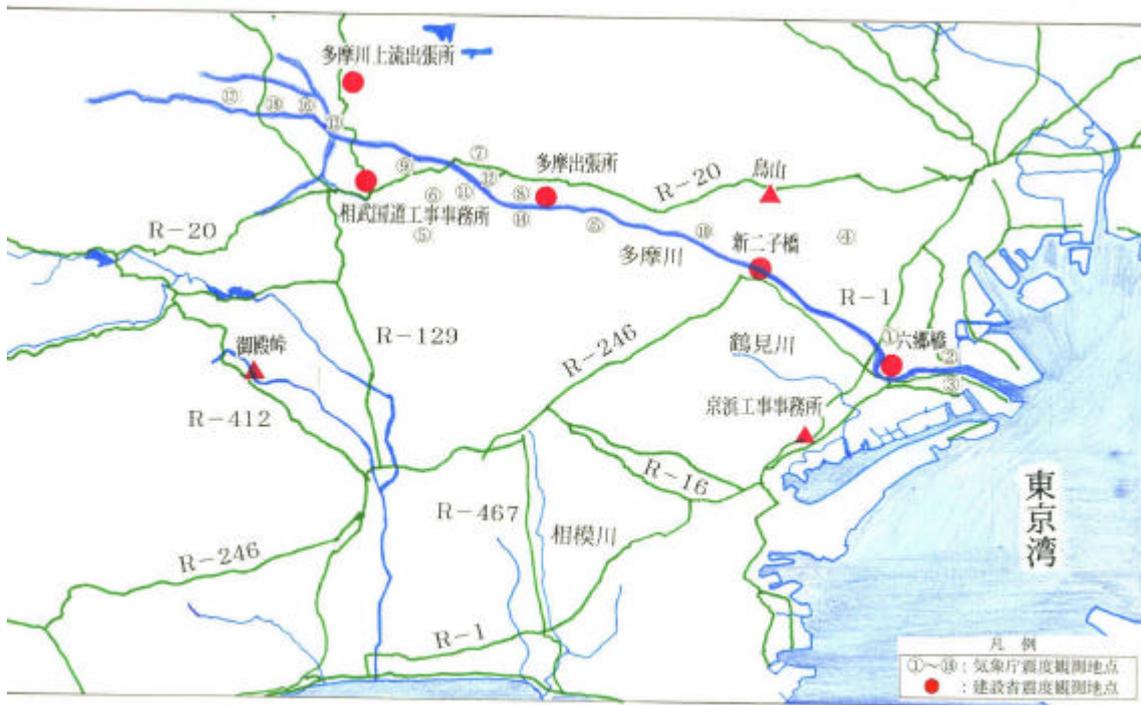
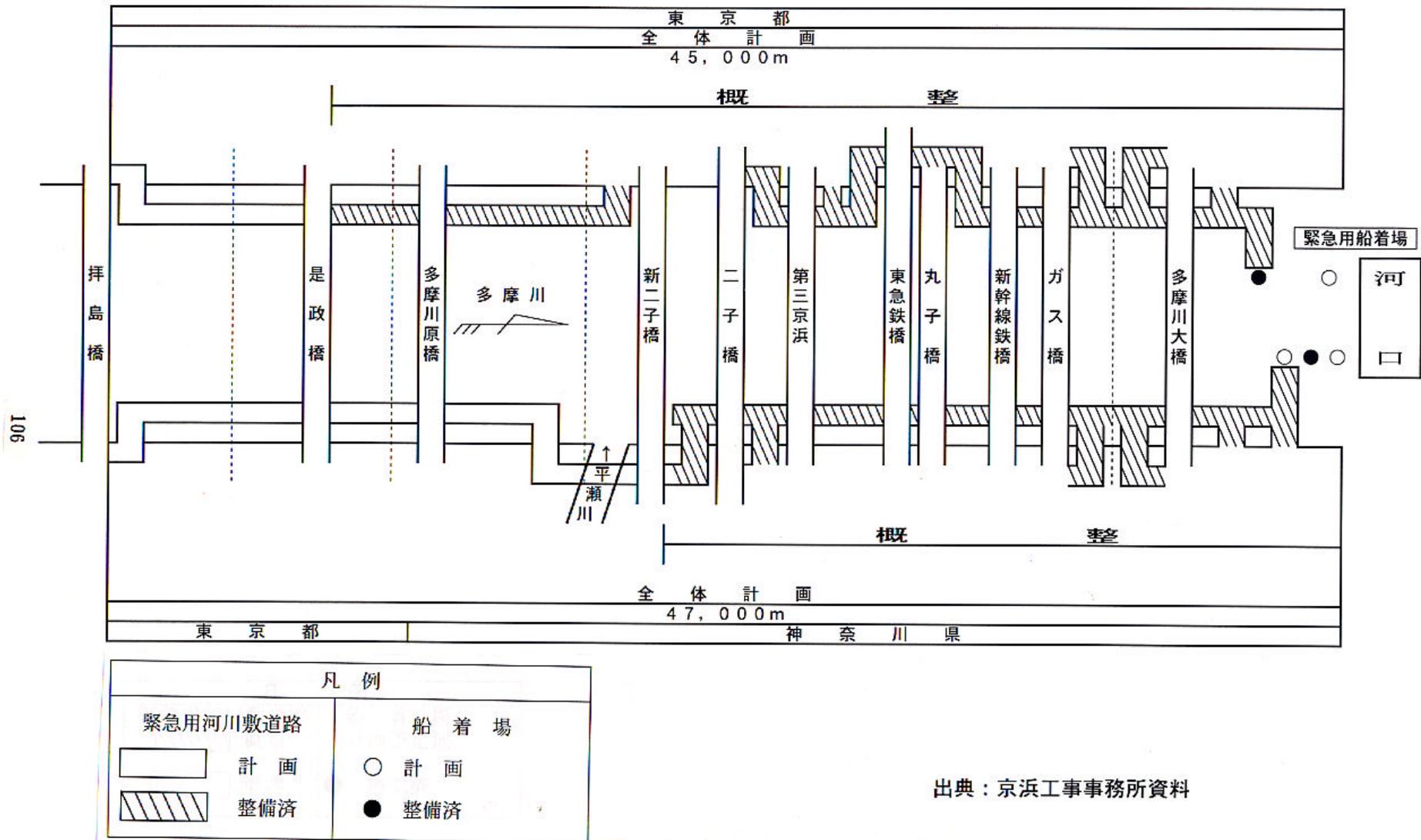


图 9 - 6 地震観測地点



出典：京浜工事事務所資料

図 9-7 緊急用河川敷道路整備計画図

9 - 8 水質事故時の体制

水質については、常時水質自動監視装置及び定期採水による分析により河川の状況を把握している。

水質事故の発見は、ほとんどが地域住民からの情報と毎日、河川を見回っている河川巡視員の報告によるものである。このような突発的な水質事故については、「関東地方水質汚濁対策連絡協議会」を通じ、汚濁源及び事故原因等の情報を速やかに連絡し、上水道等の取水施設に注意を促す連絡体制になっている。また、事故現場においては、どのような状況か確認できるよう各出張所においてPH、DOの測定器及びシアン等のパックテストを常備している。油流出事故にも対応可能なようにオイルフェンス、吸着剤、中和剤等の処理に対応する機材についても常備している。

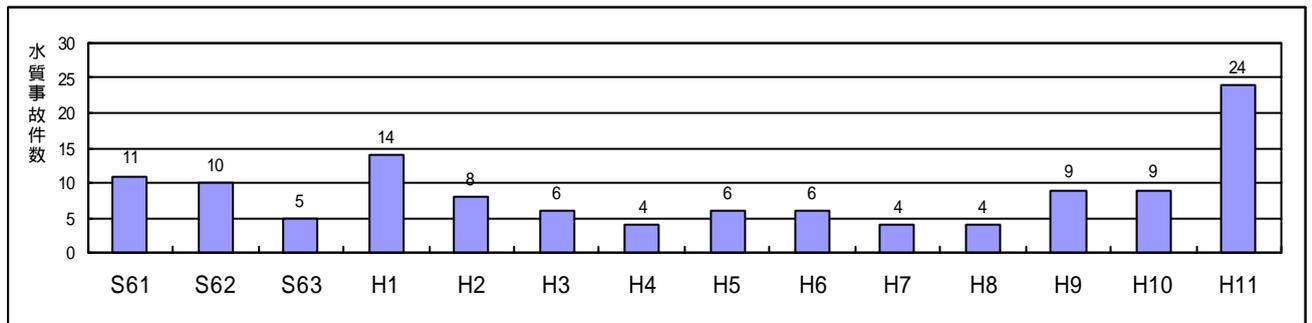


図9 - 8 水質事故推移図（単位：件数）

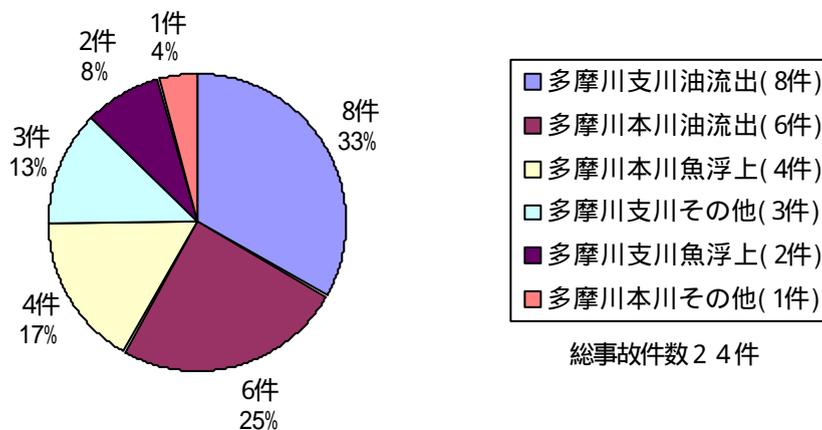


図9 - 9 水質事故発生件数（H11年度実績）

9 - 9 河川管理上の課題

(1) 治水上の課題

治水機能管理上の課題として以下の点が挙げられる。

堰対策

二ヶ領宿河原堰、小作堰を除く7箇所の堰は、そのほとんどが固定堰であるため、洪水の安全な流下を妨げているとともに、流水や土砂移動の連続性が不十分であり、水利用の状況等を配慮の上、堰の対策が必要である。

河道の管理

高水敷や低水路・砂州・河口等における樹木や土砂の堆積、深掘れ等をモニタリングし、治水上の問題が生じている箇所については、必要に応じて伐採、浚渫又は水衝部対策等の適切な措置を講じて、洪水の流下の障害とならないよう又、堤防等の安全性が確保されるように管理する。

情報網の整備

関係自治体、許可工作物管理者等と平常時、異常時にスムーズな防災情報伝達をするため光ファイバーを早急に整備する。

(2) 利用上の課題

多摩川の直轄管理区間の河川区域は表9 - 1のとおりであり、高水敷1,114haのうち、480ha(43.1%)が沿川自治体等において占用されており、公園、運動場等幅広く利用されている。

多摩川の河川利用者は年間2,000万人(H9年時点)にものぼり、沿川住民だけでなく遠方からの利用者也増加していることから以下のような問題が顕在化している。

ゴミ問題(不法投棄含む)

河川利用者の増加に伴い、河川敷内のゴミの問題が深刻化してきている。

ゴミは、電化製品や自動車、家屋の廃材のような大規模な物から、バーベキューのゴミ、空き缶、吸い殻、釣り道具にいたるまで多岐にわたり、原因についても、河川利用によるものや悪質な不法投棄まで様々である。

ゴミ対策は、河川管理者のみが行うのではなく、沿川住民をはじめ自治体と連携を図りながら対応している。例えば、沿川住民、自治体及び河川管理者による河川清掃を行い、河川美化に努める活動を行っている。また、河川美化を呼びかける看板を設置して、河川利用者のマナーアップを図る取組みも行っている。

駐車場問題

利用者に対して駐車場不足していること、駐車場へのアクセスが悪いことから不法駐車や交通渋滞の問題が生じている。また、不法駐車や放置車輛については、河道内での駐車は治水上問題があるため、関係自治体と協議の上河道外に駐車場を整備する。

不法工作、耕作等の不法占用

河川巡視の強化や警告看板の設置等により不法行為を未然に防ぐとともに、発見した場合は、沿川自治体及び関係機関と連携を図り原因者に対する行政指導を行っている。

ホームレス

ホ - ムレスの数は約 660 人（H10 年現在）にもものぼり、ホームレス問題が特に深刻である多摩川下流部においては、平成 11 年 6 月に河川管理者及び占用者による担当者会議を設置し、ホームレス問題の対応策を検討している。

水難事故の増加

平成 11 年度多摩川下流において、釣り人、学生、自殺者等の約 19 件の水難事故が発生しており、ホームレスの問題も含めて水難事故の可能性が大いに懸念される。

そのため、平成 12 年 6 月に河川管理者、河川占用者である各自治体、橋梁管理者等、警視庁、東京消防庁及び川崎市消防局による、「多摩川下流水難事故防止協議会」が設立された。

9 - 10 地域との連携

多摩川は、年間2,000万人もの河川利用者が訪れる都市河川であり、水と緑豊かな空間に対する期待のみならず、川のもつ自然や歴史、文化などの様々な役割に対しても、強い関心や期待が寄せられている。

多摩川では、数多くの市民団体（H10年時点200以上）が活動しており、河川行政もこれら市民団体の取り組みに積極的にかかわり、平成8年3月には「川づくり・流域づくりに係わる市民（団体）、企業、自治体、河川管理者などのパ - トナ - シップの構築」を基本姿勢とする提言書「パ - トナ - シップではじめる いい川 づくり」がまとめられた。そして提言を具体化するための取り組みの第一歩として「多摩川流域懇談会」が平成10年12月に設立された。

平成9年より、沿川住民、沿川自治体、教育関係者、河川愛護モニターの方々等と河川管理者と一緒に川を歩き、川の近づき易さ、河川の利用状況や河川管理施設の状態、河川環境の点検等を行い、河川に関する意見交換を行い、河川行政に反映させる「河川ふれあい巡視」を行っている。

その一方で、河川利用者の増加に伴うゴミの不法投棄、放置車両、不景気によるホームレスの増加など、大きな問題を数多く抱え、これらの問題に対して、河川美化のPR活動や多摩川クリーン作戦、多摩川下流ホ - ムレス問題担当者会議等により沿川住民や関係自治体と連携をとりながら対応している。

今後は、多摩川の自然環境の分野はもちろんのこと、福祉、まちづくり、防災などの様々の分野のボランティア活動団体とも、川を介した有機的な繋がりを構築し、社会貢献活動の一端として参画を得るとともに、関係自治体、学識経験者及び河川利用団体等と連携を図り、よりきめ細かな河川管理を行うよう努める。

またインターネットのホームページの開設や多摩川相談室の開設により沿川住民だけでなく、遠方からの河川利用者にも幅広く意見を聞けるような体制を整えている。

表9 - 12 ふれあい巡視参加状況表（H11実績）

参加自治体	17市区（大田区、世田谷区、川崎市、狛江市、調布市、府中市、稲城市、多摩市、国立市、日野市、立川市、昭和市、八王子市、福生市、あきる野市、羽村市、青梅市）
延回数	29回
意見総数	2,324件

表9 - 13 クリーン作戦参加状況表（H11実績）

市区町村名	参加人数	可燃ゴミ	不燃ゴミ	ビン	空き缶	ペットボトル	粗大ゴミ	合計	備考
青梅市	4,128							3.72t	
あきるの市	5,190	4.63t	9.17t				2.73t	16.53t	
福生市	1,851	0.45t	0.65t				0.13t	1.23t	
昭島市	2,816	1.76t	1.69t				0.93t		
八王子市	10,812		7.90t					7.90t	
立川市	14,900	3.34t	2.10t					5.44t	
国立市	750	0.38t	0.30t	0.05t	0.07t	0.02t	0.30t	0.74t	
府中市	3,808	2.10t	3.30t				1.74t	7.14t	
多摩市	804								未確認
稲城市	1,076	2.04t	1.40t				0.95t	4.39t	
調布市	2,566	2.20t	3.00t	550本	2200本		10.00t		
狛江市	1,248	1.11t	0.05t	0.17t	0.24t	0.03t	0.22t	1.82t	
川崎市	14,000	9.90t		0.26t	1.40t		4.20t	15.16t	
世田谷区	80	1.00t	0.50t				0.50t	2.00t	
大田区	4,513	6.42t		0.032t	0.105t	0.002t	24.00t	30.559t	
小金井市	179							7.00t	
奥多摩町	110								未確認
檜原村	1,000							1.32t	
日の出町	820	4.00t	7.00t					11.00t	
小菅村	180							2.50t	
計	70,831人	39.33t	37.06t	0.512t 550本	1.815t 2200本	0.052t	45.70t	118.449t	

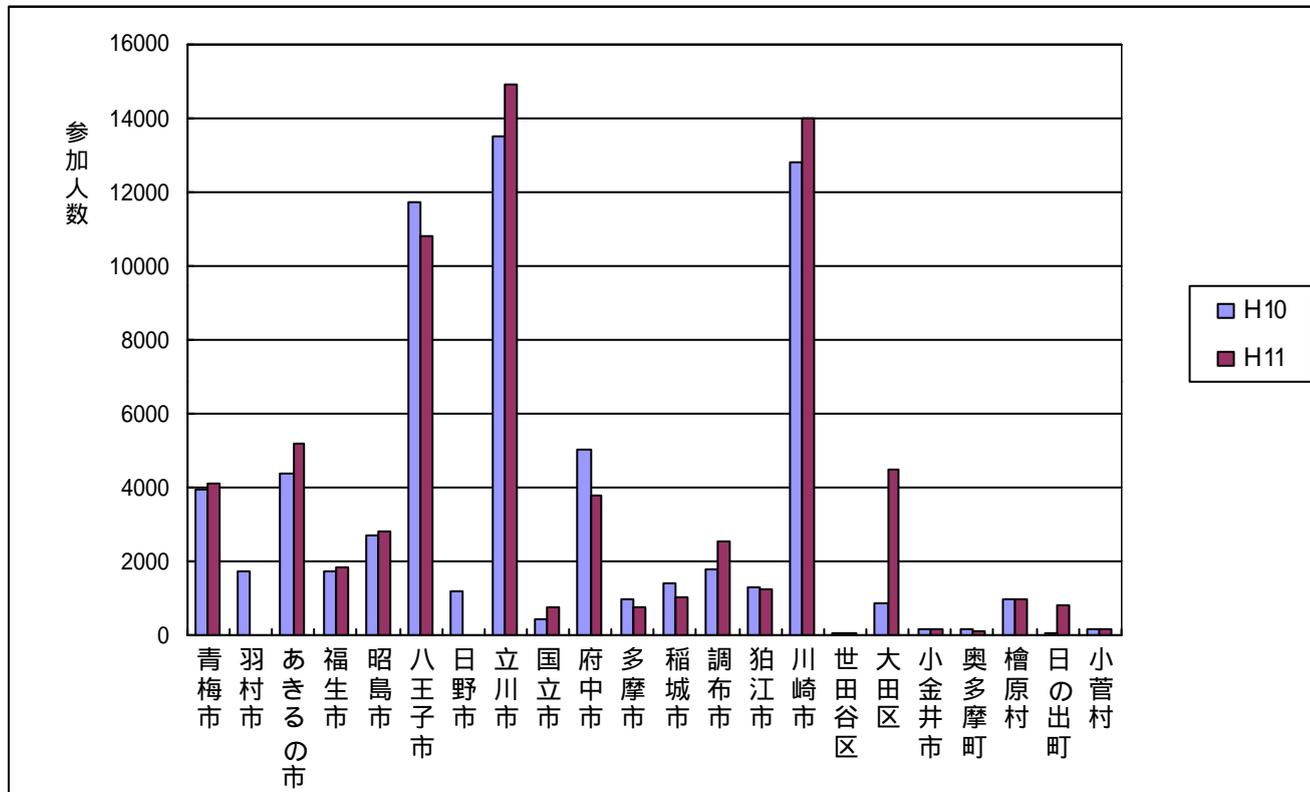


図9 - 10 クリーン作戦参加者経年変化

クリーン作戦状況写真

